にししん職域サポートカーライフプラン

令和６年１２月　１日現在

商品名	にししん職域サポートカーライフプラン

1. ご利用いただける方	【来店型・ＷＥＢ完結型共通】 ・当金庫の会員または会員となる資格を有する個人および個人事業主の方 ①　当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ②　当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 ・当金庫と「職域サポート契約」をご契約いただいた事業所に勤務される経営者・従業員（パート・アルバイト等の非正規社員の方も対象）の方 ・申込時の年齢が満１８歳以上の方 （ＷＥＢ完結型は２０歳未満の方はご利用いただけません。） ・安定継続した収入のある方 ・（一社）しんきん保証基金の保証が受けられる方 【ＷＥＢ完結型のみ】 ・当金庫に普通預金口座を保有され、犯罪収益移転防止法上の取引時確認が完了されている方 ※　普通預金口座をお持ちでない方は、ＷＥＢ完結型はご利用いただけません。
2. お使いみち	・申込人または申込人の家族（配偶者・直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）・子・孫）が使用する自家用自動車、オートバイ（原付含む）、自転車（電動アシスト自転車、ロードバイク、クロスバイク等）にかかる次の資金 ①　購入資金（購入にかかる税金・保険料等も可） ②　車検費用・修理費用 ③　パーツ・オプションの購入・取付費用 ④　自動車保険費用 ⑤　運転免許取得費用 ⑥　車庫設置費用 ⑦　電気自動車用充電設備の購入・設置費用 ⑧　申込人が①～⑦を使途として当金庫を含む金融機関、自動車メーカー系を含む信販会社等から借り入れたローンの借換資金 ※借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む
3. ご融資限度額	・１万円以上１，０００万円以内（１万円単位）（２０歳未満の方は３００万円以内） ※当金庫からの借入金（当座貸越極度額を含む）が７００万円を超える場合、出資をしていただき会員となっていただく必要があります。
4. ご利用期間	・１５年以内（３か月以上１か月単位） ・元金返済据置（利払いのみ）期間は６か月以内とします。
5. ご融資形式	・証書貸付
6. ご融資利率	【固定金利】 ・職域サポートカーライフプラン：年１．７５％（保証料含む） ・延滞損害金は、返済すべき元金に対し年１８．２５％となります。
7. ご返済方法	・毎月元金均等または元利均等分割返済とします。 ※　ＷＥＢ完結型は毎月元利均等分割返済のみとなります。 ・申込金額の５０％以内の元金について６か月毎のボーナス併用返済ができます。 ・返済日は任意の指定日とします。 ※　ＷＥＢ完結型の「第１回返済日」は貸付実行日の翌月の任意の指定日とします。 ※　ＷＥＢ完結型の「貸付実行日」はお申込内容に最終同意いただいた日から７営業日以降の希望日とします。
8. 保証人･担保	・不要です。
9. 保証会社・保証料	・一般社団法人しんきん保証基金　保証料はご融資利率に含まれています。

10. 必要書類	・本人確認書類 運転免許証（取得していない場合は個人番号カード（表のみ）、顔写真付住民基本台帳カード、運転経歴証明書のいずれか） ※　運転免許証または個人番号カードのいずれもお持ちでない方は「にししんＷＥＢ完結型」はご利用いただけません。 ※　有効期限があるものは、有効期限内のものに限ります。 ・所得確認書類（申込金額が１００万円超の場合） 公的所得証明書（住民税決定通知書、住民税納税通知書、納税証明書その２（所得金額用）等）、源泉徴収票原本、確定申告書(控)、給与明細書（給与所得者で勤続年数が短く、公的所得証明書、源泉徴収票が取れない場合）、年金振込通知書・年金額改定通知書・年金裁定通知書のいずれか ・資金使途確認書類 ①　見積書・注文書・請求書、資金使途が確認できる書類の写しが必要となります。 ②　資金使途が「借換資金」の場合は、借換対象ローンの資金使途が確認できる書類および、融資残高ならびに申込人本人の借入であることを確認できる書類が必要となります。 ・健康保険証等の勤務先確認資料が必要な場合があります。 ・その他の資料をご用意いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
11. 手数料	・繰上げ返済をされる場合は、繰上償還手数料３，３００円が必要となりますので、あらかじめご了承ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9 時～17 時、電話：0120-67-5563）にお申し出下さい。 ・紛争解決措置　東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
13. その他	・今回の申込金額と既存の当金庫取扱分および他信用金庫取扱分を含めたしんきん保証基金保証付消費者ローンの現在残高の合計額が３，０００万円以内とします。 ・証書貸付は保証登録内容に基づき現在残高を推定した「推定残高」、当座貸越は、保証登録がなされた「保証金額（貸越極度額）」を現在残高とみなします。 ・資金は、原則として購入先等に振込させていただきます。 ・保証会社の審査結果によっては、ご要望に添えない場合もございます。なお、審査結果の内容等につきましてはお答えしかねますのでご了承下さい。

西中国信用金庫